（権限の委任）

第二十一条　法に規定する空港管理者である国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に委任する。

一　法第二十四条第一項の規定による空港脱炭素化推進計画の作成

二　法第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得

三　法第二十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による空港脱炭素化推進計画の公表

四　法第二十六条第一項の規定による空港脱炭素化推進協議会の組織

五　法第二十六条第三項の規定による協議を行う事項の通知

六　法第二十六条第六項の規定による空港脱炭素化推進協議会を組織した旨の公表

七　法第二十六条第七項の規定による申出の受理

2　前項に規定するもののほか、法に規定する国土交通大臣の権限（成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に係るものを除く。）で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一　法第十二条第三項の規定による届出の受理

二　法第十三条第一項の規定による届出の受理

三　法第十三条第二項の規定による権限

四　法第三十九条第一項の規定による権限

五　法第三十九条第二項の規定による権限

六　法第四十条の規定による権限

3　前項第五号及び第六号に掲げる権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

附　則

（共用空港における空港機能施設事業）

第三条　第七条から第十四条まで、第十九条及び第二十条の規定は、当分の間、共用空港において空港機能施設事業を行う者について準用する。

（令附則第四条第二項の国土交通省令で定める高度等）

第四条　（略）

2　令附則第四条第二項の国土交通省令で定めるところにより設置される航空灯火は、カテゴリー二精密進入又はカテゴリー三精密進入を行うために必要なものとして航空法施行規則第百十七条で定める基準に基づき設置される飛行場灯火とする。

第三号様式（第十六条関係）

空港脱炭素化推進計画認定申請書

年　月　日

国土交通大臣　殿

申請者

空港管理者名

代表者の氏名

住　所

空港法第25条第１項の規定に基づき、別紙の計画について関係書類を添えて認定を申請します。

（権限の委任）

第十七条　法に規定する国土交通大臣の権限（成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に係るものを除く。）で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一　法第十二条第三項の規定による届出の受理

二　法第十三条第一項の規定による届出の受理

三　法第十三条第二項の規定による権限

四　法第三十二条第一項の規定による権限

五　法第三十二条第二項の規定による権限

六　法第三十三条の規定による権限

（新設）

（新設）

2　前項第四号及び第五号に掲げる権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

附　則

（共用空港における空港機能施設事業）

第三条　第七条から第十六条までの規定は、当分の間、共用空港において空港機能施設事業を行う者について準用する。

（令附則第四条第二項の国土交通省令で定める高度等）

第四条　（略）

2　令附則第四条第二項の国土交通省令で定めるところにより設置される航空灯火は、カテゴリー二精密進入又はカテゴリー三精密進入を行うために必要なものとして航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百十七条で定める基準に基づき設置される飛行場灯火とする。

（新設）